

新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 1月 20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第10号

新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（支給額）

第3条 管理職手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（1） 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される俸給表（条例第4条第1項及び教育職員給与条例第4条第1項に規定する俸給表をいう。以下同じ。）の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の手当の額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年新潟市条例第58号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）第3条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を第2条第1項（教育職員勤務時間条例第3条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項

(教育職員勤務時間条例第3条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の手当の額欄に定める額に勤務時間条例第2条第3項(教育職員勤務時間条例第3条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附則に次の1項を加える。

(条例附則第33項等の規定の適用を受ける職員の支給額)

- 4 条例附則第33項又は教育職員給与条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の新潟市職員の管理職手当に関する規則(次項において「改正後の管理職手当規則」という。)第3条の規定の適用については、同条第1号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の管理職手当規則第3条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。